高知県公報

発　　行
高　知　県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発 行 日
毎 週 2 回
（火曜日・金曜日）

目　次

規　則　ページ
◎高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則　1

規　　則

高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。

平成29年7月21日

高知県知事　尾﨑　正直

高知県規則第67号

高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則

高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（平成29年高知県条例第31号）附則第1項ただし書の規定に基づき、同項ただし書に規定する改正規定の施行の日は、平成29年7月24日とする。